

山形県長寿医療懇談会申し合わせ事項について

1．会議の取扱いについて

- (1) 会議は原則として公開とする。 設置運営要綱第6条第4項
- (2) 会議資料は原則として公開とする。
- (3) 委員の代理出席は認めない。

2．会議の傍聴について

- (1) 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。
- (2) 傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。
- (3) 傍聴人が傍聴席において撮影等をする場合は、あらかじめ会長の許可を得ることとする。
- (4) 傍聴人が傍聴席において録音等をすることは認めない。
- (5) 傍聴人の発言は認めない。
- (6) 傍聴人は、すべて会長及び係員の指示に従わなければならない。
- (7) 会長は、傍聴人が会長及び係員の指示に従わず、会議の進行を妨害したと認めるときは、これを制止し、当該傍聴人を退場させることができる。

3．会議録について

- (1) 会議録は要点のみの作成とし、原則として公開とする。
- (2) 会議録を各委員に送付し、内容の確認後に公開する。
- (3) 会議録の公開はホームページにより行う。
- (4) 公開に際し発言者名は記載しない(会長・委員・事務局として記載)。